

県本部関係部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和3年3月31日まで)
宮本生企	第1544号
宮本環	第752号
宮本地	第826号
宮本交企	第868号
宮本規	第455号
令和7年8月27日	
生活安全部長	
地域通	部長
交	部長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について（通達）

本年4月25日に公布された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号。以下「改正法」という。）については、同年9月1日から施行される。

また、改正法の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第255号。以下「改正令」という。）が本年7月11日に公布され、同年9月1日から施行される。

改正法及び改正令の主な内容及び施行に伴う運用上の留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別紙

(凡例)

「改正法」	: 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）
「改正令」	: 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第255号）
「法」	: 改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
「政令」	: 改正令による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）
「銃刀法」	: 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
「銃刀法施行令」	: 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）
「警職法」	: 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）
「危険鳥獣」	: 法第2条第6項において熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣（政令において、ヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシと定められている）

第1 改正法の趣旨

改正前の鳥獣保護管理法においては、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）における銃猟等が禁じられていた。

しかし、近年、危険鳥獣による人の日常生活圏への侵入が増加していることなどを踏まえ、これらの事態に対し、より予防的かつ迅速に対処するため、一定の要件を満たす場合に、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏において、危険鳥獣について銃猟をすることを可能とする制度が創設された。

第2 緊急銃猟（法第34条の2）

1 内容

市町村長は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、法第34条の4の規定による安全を確保するための措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2 留意事項

(1) 銃刀法との関係

ア 発射禁止違反の適用について（銃刀法第3条の13及び同法第10条第2項）
銃刀法第3条の13は公共の空間における発射の禁止について規定しており、同条各号は、同条の適用が除外される場合を定めている。

また、銃刀法第10条第2項は、銃刀法第4条又は第6条の許可を受けた者による許可銃砲等の発射の禁止について規定しており、銃刀法第10条第2項各号は、同項の適用が除外される場合を定めている。

緊急銃猟は、危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するため、市町村長の責任において、鳥獣の管理の目的で行われる銃猟であり、有害鳥獣駆除の用途に供するための銃砲の使用に当たる。

また、法第9条第1項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲等以外の有害鳥獣駆除に当たることから、銃刀法施行令第1条の特定有害鳥獣駆除に該当する。

したがって、緊急銃猟に該当する発射については、銃刀法第3条の13第5号に該当し、公共の空間における発射の禁止違反とはならないこと、また、銃刀法第10条第2項第3号に該当し、許可銃砲等の発射の禁止違反とはならないことに留意すること。

イ 許可銃砲等の発射時の注意義務について（銃刀法第10条第3項）

銃刀法第10条第3項は、銃砲等の所持許可者が許可銃砲等を発射する場合における人の生命、身体又は財産への危害防止に係る注意義務を定めている。

他方で、改正法では、緊急銃猟の実施主体は市町村長であり、市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実施する者が損失の補償を行うことは適当ではないとの考えに基づき、緊急銃猟により、財産への危害が生じた場合について、市町村長は、緊急銃猟の実施のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をすることとされている（法第34条の6）。

これらを踏まえると、銃砲等の所持許可者がその許可銃砲等により行った発射が緊急銃猟に該当する場合には、緊急銃猟の結果として、人の財産に危害が生じた場合であっても、当該所持許可者に対し、原則として、銃刀法第10条第3項違反により行政処分を行うことは適当ではないことに留意すること。

ウ 猟銃等の用途について

上記アのとおり、緊急銃猟は有害鳥獣駆除に当たることから、緊急銃猟に使用する猟銃等には有害鳥獣駆除の用途が付されている必要があることに留意し、あらかじめ緊急銃猟の実施主体である市町村長と連携し、緊急銃猟を実施する職員又は委託されて緊急銃猟を実施する者が使用する猟銃等の所持許可の用途を確認しておくなど、適切な措置をとるよう努めること。

(2) 道路交通法の適用について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第76条第4項第4号は、「石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること」を禁止している。

この点、緊急銃猟に該当する道路外への発射をはじめ、道路上の人又は車両等を損傷するおそれがない場合の発射は同規定に抵触しないと解される。

一方、道路上の人又は車両等を損傷するおそれがないとは必ずしも言えない状況下での発射であっても、法第34条の2において、緊急銃猟は法令に基づく行為として明確に規定されたことから、緊急銃猟として発射する行為は、刑法（明治40年法律第45号）第8条及び第35条により、正当行為として、道路交通法第76条第4項第4号に係る違法性は阻却され得るものと解されることに留意すること。

第3 緊急銃猟等のための土地の立入り等（法第34条の3）

危険鳥獣は、市町村職員等が自由に出入りすることができる公道等に侵入することは限らず、他人が所有権ないし占有権を有する土地や、障害物により銃器の使用に困難が伴う場所に侵入する場合も考えられる。

そのため、法第34条の3において、市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等した危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に命じ又は職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができることが定められた。

第4 安全を確保するための措置（法第34条の4）

1 通行の禁止又は制限の措置について（法第34条の4第1項）

市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限（以下「通行禁止等」という。）することができることとされているところ、当該政令で定める手続として、警察署長への通報（政令第5条第1項）等が定められている。

通報がなされた場合には、警察署長は、署交通課を経由して交通部交通規制課（夜間・休日は署当直を経由して交通管制センター当直）に報告の上、通行禁止等が行われる区間の周辺道路における交通規制等、必要に応じ、所要の対応を迅速に実施すること。

また、市町村長が通行禁止等を行おうとする区間が複数の警察署の管内にまたがり、複数の警察署長に対して市町村長からの通報がなされた場合は、交通部交通規制課で速やかに調整を図ること。

交通部交通規制課は所要の措置を講じたことを生活安全部生活安全企画課と共に共有するとともに、署交通課を経由して署生活安全課等の関係各課と共有を図ること。

なお、休日・夜間は交通管制センター当直で調整を図った上、警察本部総合当直及び署当直と共有を図ること。

2 避難の指示について（法第34条の4第2項）

市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示するこ

とができることが定められた。

第5 その他

1 市町村等との連携

緊急銃猟の実施の権限は市町村長とされており、警察は、その実施の判断の権限を有していない。

一方、これまで、市街地に熊等が出没した際には、警察は、速やかに市町村や関係機関等と連携し、地域住民等の安全確保のための避難誘導、交通規制、パトカー等による広報・警戒活動等に当たるとともに、安全な場所への避難等が円滑に行われるよう、市町村等との合同訓練を行うなどしてきたが、今後、緊急銃猟が実施される場合においても、警察におけるこれらの協力に変更が生じるものではない。

したがって、緊急銃猟を実施する市町村と当該市町村を管轄する警察署との間で、緊急銃猟に係る連絡窓口をあらかじめ設定しておくなど、適切な連携が図られるよう協力体制を構築すること。

2 警察官職務執行法第4条第1項について

警察官が猟友会員等のハンターに対し住宅街に現れた熊等を猟銃を使用して駆除するよう命じることの可否については「熊等が住宅街等に出没した際の対応について（通達）」（令和4年5月10日付け宮本企第871号ほか。以下「通達」という。）において示しているところであるが、改正法の施行後も、通達による対応に変更が生じるものではなく、例えば、熊等が出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況であり、緊急銃猟で対処ができない場合などには、警職法第4条第1項を適用することが想定される。

3 警察庁への報告等

緊急銃猟の実施等に関連して銃刀法上の行政処分等を検討する場合には、慎重な判断を要することから、検討段階で生活安全企画課に事案の概要等を即報すること。

(参考資料)

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第255号）の官報の写し及び新旧対照条文

担当：生活安全部生活安全企画課

（法改正全般の対応、銃刀法の行政処分）

保安係

生活安全部生活環境課

（発射禁止違反の適用）

生活経済特別捜査第一・二係
地域部地域課
(避難誘導、警戒活動)
雑踏警備・保安災害係
交通部交通企画課
(道路交通法の適用)
企画指導監察係
交通部交通規制課
(通行の禁止又は制限の措置)
規制第一係

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 狩猟の適正化」を「第三章の二 緊急銃猟（第三十四条の二—第三十四条の六）」に改める。

第二条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。
6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 危険鳥獣の管理に関する事項
第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。
八 危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項
第十二条第一項第一号中「次章第一節」を「第四章第一節」に改める。

第十二条第六項中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 緊急銃猟

（緊急銃猟）

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれがあることを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等以下「銃猟」という。以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人や弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項及び次条において「第二号施行日」という。）前においても、この法律による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第三条の規定の例により、同条第一項の基本指針を定め、公表し、都道府県知事に通知することができる。

2 前項の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知された新法第三条第一項の基本指針は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知されたものとみなす。

第三条 都道府県知事は、第二号施行日前においても、新法第四条の規定の例により、同条第一項の鳥獣保護管理事業計画を定め、公表し、環境大臣に報告することができる。

2 前項の規定により定められ、公表され、環境大臣に報告された新法第四条第一項の鳥獣保護管理事業計画は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、環境大臣に報告されたものとみなす。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十二条の二第一項ただし書

二 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十条の二第一項

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第六条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中、「第八十三条第一項第三号」を「第八十三条第一項第四号」に改める。

（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正）

第七条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第六条第一項中、「第三号まで及び第六号」を「第四号まで及び第七号」に、「第二号並びに」を「第三号並びに」に、「第二号の二」を「第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に、「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上 誠一郎

農林水産大臣 江藤 拓

環境大臣 浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第五条関係）
- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（附則第五条関係）
- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（附則第六条関係）
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）
（附則第七条関係）

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		目次		目次	
11	7	第一章—第三章	(略)	第一章—第三章	(略)
10	6	第三章の二 緊急銃猟	(第三十四条の二—第三十四条の六)	第四章 狩猟の適正化	
10	6	第五章・第六章	(略)	第一節—第四節	(略)
10	6	附則		第五章・第六章	(略)
11	7	第一条 (略)		第一条 (略)	
11	7	(定義等)		(定義等)	
11	7	第二条 (略)		第二条 (略)	
11	7	2 (5) (略)		2 (5) (略)	
11	7	この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活 圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり きいものとして政令で定める鳥獣をいう。		この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活 圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大 きいものとして政令で定める鳥獣をいう。	
11	7	10 (略)		10 (略)	
11	7	環境大臣は、第八項の環境省令を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を 聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会 の意見を聴かなければならない。		環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を 聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会 の意見を聴かなければならない。	
11	7	10 (略)		10 (略)	
11	7	第二章 基本指針等		第二章 基本指針等	

		いて同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃獵」という。）以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃獵によつて人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃獵をすることができる。
2	市町村長は、前項の規定による銃獵（以下「緊急銃獵」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃獵を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃獵を実施させることができ。この場合において、市町村長は、緊急銃獵を実施する場所、緊急銃獵の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃獵の実施に関する事項をこれらの人間に明らかにするものとする。	
3	市町村長は、前項の規定により緊急銃獵を実施する場合には、第三十九条第一項に規定する狩獵免許を受けた者であることその他適正に緊急銃獵を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃獵を実施させるものとする。	
4	緊急銃獵を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
5	緊急銃獵として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かつてする銃獵の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危	

°害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

(緊急銃猟等のための土地の立入り等)

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去することができる。

2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(新設)

(新設)

2	前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を始めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
3	第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。 （損失の補償）
第三十四条の六	市町村長は、緊急猟獵の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。
2	前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
3	市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
4	前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。
5	前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。

（新設）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化
第一節 危険の予防
（特定猟具使用禁止区域等）
第三十五条 （略）
2 2 （11） （略）

第四章 狩猟の適正化

<tbl_r cells="1

、同条第十項中「前項に規定する」とあるのは「第三十五条第十項各号に掲げる」と、第三十四条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第三十六条・第三十七条（略）

（銃猟の制限）

第三十八条　日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならない。

2・3　（略）

第三十八条の二（略）

第二節 狩猟免許

（狩猟免許）

第三十九条　（略）

2　（略）

3　次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条	網猟免許

第三十六条・第三十七条（略）

（銃猟の制限）

第三十八条　日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2・3　（略）

第三十八条の二（略）

第二節 狩猟免許

（狩猟免許）

第三十九条　（略）

2　（略）

3　次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条	網猟免許

第十項中「前項に規定する」とあるのは「第三十五条第十一項各号に掲げる」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

		第七項の環境省令で定める猟法
4 (略)		
第四十条～第五十四条 (略)	第三節 狩猟者登録	(狩猟者登録)
		第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合、第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合及び緊急銃猟を実施する場合は、この限りでない。
2 (略)		(狩猟者登録)
第五十六条～第六十七条 (略)	第六章 罰則	第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。
2 (略)		(狩猟者登録)
第五十六条～第六十七条 (略)	第六章 罰則	第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。
二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間（第十一条		第六項の環境省令で定める猟法
一 第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたとき（許可不要者であるときを除く。）		(略)
二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間（第十一条		(略)
一 第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした者（許可不要者を除く。）		(略)
二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間（第十一条		(略)
一 第八条の規定に違反して狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたとき（許可不要者であるときを除く。）		(略)
二 狩猟可能区域以外の区域において、又は狩猟期間（第十一条		(略)

第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。) 外の期間に狩猟鳥獸の捕獲等をしたとき(第九条第一項の許可を受けた者であるとき及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者であるときを除く。)。

三 第十四条第一項の規定により指定された区域においてその区域に係る第二種特定鳥獸以外の狩猟鳥獸の捕獲等をし、又は同一条第二項の規定により延長された期間においてその延長の期間に係る第二種特定鳥獸以外の狩猟鳥獸の捕獲等をしたとき(第九条第一項の許可を受けた者であるとき及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者であるときを除く。)。

四 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定に違反したとき。

六 第五十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで狩猟をしたとき。

七 偽りその他不正の手段により第九条第一項の許可、第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定若しくは第十八条の八第二項の有効期間の更新、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟者登録若しくは変更登録を受けたとき。

前項第一号から第三号まで、第五号(第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。)及び第六号の未遂罪は、罰する。

3 第一项第一号から第三号まで、第五号及び第六号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によつて捕獲した鳥獸又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。) 外の期間に狩猟鳥獸の捕獲等をした者(第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。)。

二の二 第十四条第一項の規定により指定された区域においてその区域に係る第二種特定鳥獸以外の狩猟鳥獸の捕獲等をし、又は同一条第二項の規定により延長された期間においてその延長の期間に係る第二種特定鳥獸以外の狩猟鳥獸の捕獲等をした者(第九条第一項の許可を受けた者及び第十三条第一項の規定により捕獲等をした者を除く。)。

三 第十条第一項、第二十五条第六項、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定に違反したとき。

五 第五十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで狩猟をした者

六 偽りその他不正の手段により第九条第一項の許可、第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定若しくは第十八条の八第二項の有効期間の更新、狩猟免許若しくはその更新又は狩猟者登録若しくは変更登録を受けた者

前項第一号から第三号まで、第四号(第三十五条第二項、第三十六条又は第三十八条に係る部分に限る。)及び第五号の未遂罪は、罰する。

3 第一项第一号から第二号の二まで、第四号及び第五号の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によつて捕獲した鳥獸又は採取した鳥類の卵であつて、犯人の所有に係る物は、没収する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

		一 第九条第五項、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により付された条件に違反したとき。
		二 許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻醉銃猟許可証又は狩猟者登録証を他人に使用させたとき。
		三 他人の許可証若しくは従事者証、危険猟法許可証、麻醉銃猟許可証又は狩猟者登録証を使用したとき。
		四 第十二条第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限（第十四条第三項の規定によりその一部が解除されたものを含む。）又は第十二条第三項の規定による制限に違反したとき。
	五	第五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第五项若しくは第六項、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十五条第三項の規定に違反したとき。
	六	第六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二条第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反したとき。
	七	第七 第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をしたとき。
	2	(略)
第八十四条の二	第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又是制限に違反したときは、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	
		第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
一	第一十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反したとき。	一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者
二	第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたとき。	二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕
		第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
		一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者
		二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕
	2	(新設)
		第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
		一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者
		二 第十七条の規定に違反して占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕

三 第二十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第十一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

五 第四十二条の規定により管轄都道府県知事が付し、又は変更した条件に違反して狩猟をしたとき。

六 指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を他人に使用させたとき。

七 他人の指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を使用したとき。

2 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第十九項、第十八条、第十八条の九、第二十一条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反したとき。

二 第九条第十二項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して鳥獣の捕獲等をしたとき。

三 第九条第十三項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十五条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項の施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去したとき。

五 第十八条の七第三項、第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十八条第十一項又は第七十四条第一項の規定に違反した者

五 第四十二条の規定により管轄都道府県知事が付し、若しくは変更した条件に違反して狩猟をした者

六 指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を他人に使用させた者

七 他人の指定猟法許可証、販売許可証又は承認証を使用した者

2 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第十九項、第十八条、第十八条の九、第二十一条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の規定に違反した者

二 第九条第十二項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して鳥獣の捕獲等をした者

三 第九条第十三項、第六十六条又は第七十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十五条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第七十条第二項の標識又は第二十八条第十一項の施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去した者

五 第十八条の七第三項、第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六	第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。	六	第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者	五	第三十一条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。		
七	第六十二条第二項の規定に違反して狩獵者記章を着用しないで狩獵をしたとき。	七	第六十二条第二項の規定に違反して狩獵者記章を着用しないで狩獵をした者	六	第六十二条第二項の規定に違反して狩獵者記章を着用しないで狩獵をしたとき。		
八	第六十二条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩獵をしたとき。	八	第六十二条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩獵をした者	七	第六十二条第三項の規定に違反して表示をしないで猟具を使用して狩獵をした者		
九	第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は猟区を廃止したとき。	九	第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は猟区を廃止した者	八	第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は猟区を廃止した者		
十	第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	十	第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	九	第七十五条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者		
十一	第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	十一	第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	十	第七十五条第三項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者		
十二	第七十五条第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	十二	第七十五条第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	十一	第七十五条第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者		
第八十九条	(略)	第八十九条	(略)	第八十九条	(略)		
第八十八条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条第一項若しくは第二項、第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項又は第八十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	第八十八条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	第八十八条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	第八十八条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十三条から第八十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

	附 則	改 正 案	現 行
2 (略)	<p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>第三十二条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p>	<p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>第三十二条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p>	
2 (略)			

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	
第四条～第十条 （略）	第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可	現 行	第四条～第十条 （略）
第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該獵銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該獵銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。 2 (略)	第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可	現 行	第四条～第十条 （略）

改 正 案	現 行
<p>第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置</p> <p>第二節 法令の特例措置</p> <p>第十条～第十五条 （略）</p>	<p>第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置</p> <p>第二節 法令の特例措置</p> <p>第十条～第十五条 （略）</p>
<p>（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）</p> <p>第十六条 特定広域団体が別表第七号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十七条（第八項を除く。）、第八十三条第一項第四号、第八十一条第一項第一号及び第八十六条第一号の規定の適用については、同法第三十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣」（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）別表第七号に規定する政令で定める麻醉の作用を有する劇薬を使用する危険猶法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあっては、同法第七条の規定により同号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第二項から第七項まで及び第九項から第十一項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第八十三条第一項第四号中「第三十七条第十項」とあるのは「第三十七条第十項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を</p>	<p>（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）</p> <p>第十六条 特定広域団体が別表第七号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十七条（第八項を除く。）、第八十三条第一項第三号、第八十一条第一項第一号及び第八十六条第一号の規定の適用については、同法第三十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣」（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）別表第七号に規定する政令で定める麻醉の作用を有する劇薬を使用する危険猶法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあっては、同法第七条の規定により同号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第二項から第七項まで及び第九項から第十一項までの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と、同法第八十三条第一項第三号中「第三十七条第十項」とあるのは「第三十七条第十項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を</p>

含む。」と、同法第八十四条第一項第一号中「第三十七条第五項」とあるのは「第三十七条第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十七条第八項若しくは第九項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十七条第八項若しくは第九項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2・3 (略)

第十七条・第十八条 (略)

含む。」と、同法第八十四条第一項第一号中「第三十七条第五項」とあるのは「第三十七条第五項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第八十六条第一号中「第三十七条第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十七条第八項若しくは第九項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2・3 (略)

第十七条・第十八条 (略)

○鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（被害防止計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 対象鳥獸の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獸の捕獲等（鳥獸保護管理法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獸である鳥類の卵の採取等（鳥獸保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>3 〇 12 五〇十（略）</p> <p>（対象鳥獸の捕獲等の許可に係る鳥獸保護管理法の適用の特例等）</p>	<p>（被害防止計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 対象鳥獸の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獸の捕獲等（鳥獸保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獸である鳥類の卵の採取等（鳥獸保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>3 〇 12 五〇十（略）</p> <p>（対象鳥獸の捕獲等の許可に係る鳥獸保護管理法の適用の特例等）</p>
	<p>第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第九項後段（同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次項において「公告の日」という。）から当該被害防止計画の期間が満了するまでの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獸保護管理法第九条（第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五</p> <p>第一条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第三号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獸保護管理法</p>	<p>第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第九項後段（同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次項において「公告の日」という。）から当該被害防止計画の期間が満了するまでの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獸保護管理法第九条（第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五</p> <p>第一条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第三号まで及び第六号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獸保護管理法</p>

第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獸被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獸の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獸保護管理法第十条、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獸保護管理法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「獵区設定者に対し」とあるのは「獵区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獸保護管理法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獸保護管理法第八十三条第一項第二号及び第三号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獸被害防止特措法第六条第一項の

第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獸被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獸の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獸保護管理法第十条、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獸保護管理法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「獵区設定者に対し」とあるのは「獵区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獸保護管理法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獸保護管理法第八十三条第一項第二号及び第三号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獸被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獸被害防止特措法第六条第一項の

規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第四号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第七号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護管理法第八十四条第一項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護管理法第八十六号中「第十一項」とあるのは「第十一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第三号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護管理法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

2
4
(略)

三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護管理法第八十六条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護管理法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

2
4
(略)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

令和七年七月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項、第三十四条の二第三項及び第三十四条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。
第六条を第九条とし、第五条中「第三条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第八条とし、第四条の前の見出しを削り、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「（獣区管理規程の変更等）」を付し、第三条を第六条とし、第一条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(緊急銃猟を実施する者の要件)

第四条 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（法第三十八条第二項に規定する麻醉銃猟（次項において単に「麻醉銃猟」という。）であるもの以外のものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次に掲げる銃器（法第二条第七項に規定する銃器をいう。次号及び第三号において同じ。）を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許（法第三十九条第一項に規定する狩猟免許をいう。）を受けた者であること。

ロ 空気銃 第一種銃猟免許

二 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

三 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（次項において「危険鳥獣等」という。）の捕獲等（法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。次項において同じ。）をした経験を有する者であること。

四 日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第二項に規定する住居等又はその付近において実施させるとときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了したこと。

第五条 市町村長は、法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（麻醉銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻醉銃と同種の麻醉銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

（緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続）

第六条 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするとときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならない。

（前項の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、同項の規定による通報前にその施設を管理する者に協議しなければならない。）

第七条 法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

（危険鳥獣）

第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第六項の政令で定める鳥獣は、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）及び*Sus scrofa*（イノシシ）とする。

附 則

この政令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣 浅尾慶一郎
内閣総理大臣 石破茂

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（危 險 鳥 獸）	
第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第六項の政令で定める鳥獣は、 <i>Ursus arctos</i> （ヒグマ）、 <i>Ursus thibetanus</i> （ツキノワグマ）及び <i>Sus scrofa</i> （イノシシ）とする。	（新設）
（標識の交付に関する手数料）	
第二条 法第二十六条第七項の政令で定める手数料の額は、標識一個につき千七百円とする。	（標識の交付に関する手数料）
第三条 （略）	（標識の交付に関する手数料）
（緊急銃猟を実施する者の要件）	
第四条 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（法第三十八条第二項に規定する麻醉銃猟（次項において単に「麻醉銃猟」という。）であるもの以外のものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。	（新設）
一 次に掲げる銃器（法第二条第七項に規定する銃器をいう。次号及び第三号において同じ。）を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許（法第	第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第七項の政令で定める手数料の額は、標識一個につき千七百円とする。

三十九条第一項に規定する狩猟免許をいう。)を受けた者であること。

イ 装薬銃 第一種銃猟免許

二 空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

三 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣(次項において「危険鳥獣等」という。)の捕獲等(法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。

次項において同じ。)をした経験を有する者であること。

四 日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施されるときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。

2 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟(麻醉銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。)を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻醉銃と同種の麻醉銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

(緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続)

第五条 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするとときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならない。

前項の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、同項の規定による通報前にその施設を管理する者に協議しなけ

(新設)

3| ればならない。

3| 法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、
適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示
し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員
又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識
別できる方法により行わなければならない。

4| 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止
又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、前項の
規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆
送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの
求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に
該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならな
い。

第六条 (略)

(獣区管理規程の変更等)

第七条 (略)

第八条 法第七十一条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六
十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第六条第一号、第二号及
び第四号に掲げる事項とする。

第九条 (略)

第三条 (略)

(獣区管理規程の変更等)

第四条 (略)

第五条 法第七十一条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六
十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第三条第一号、第二号及
び第四号に掲げる事項とする。

第六条 (略)

第六条